

## (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」は、①丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、②借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、③多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の四つを柱としており、現在、同プログラムに沿って関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところである。

### ア 相談窓口の整備

多重債務相談窓口については、全ての都道府県及び約99%の市区町村において整備されている（平成29年3月末現在）。

また、政府では、都道府県、市区町村における取組をバックアップするという観点から、平成20年4月より、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を実施している。財務局等、都道府県、市区町村の28年度下半期の相談件数の合計は約1万6千件であり、今後とも多重債務者を相談窓口へ誘導するため、効果的な広報活動を行っていくことが期待される。このほか、日本貸金業協会においては、貸金業に関する相談・苦情を受け付ける窓口として、貸金業相談・紛争解決センターを設けており、相談者本人のみならず、配偶者及び親族も対象として、個別に生活再建支援のカウンセリングを行っている（29年度実績491回）。

さらに、平成19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」、20年度から25年度の相談強化キャンペーンに引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2017」を29年9月から12月に実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会を開催するなどの取組を行った。また、23年度より、都道府県別に、消費者及び事業者向けの2窓口を記載したリーフレットを作成、29年度は自治体・財務局・関係機関に約82万部配布して

おり、多重債務相談窓口の認知度向上に努めている。

### イ セーフティネット機能を有する貸付の充実

多重債務者に対しては、まずは相談窓口等において、丁寧な事情の聴取と債務整理等の解決方法の相談・検討を行うことが重要である。その上で、必要な場合は、多重債務者に対する貸付（セーフティネット機能を有する貸付）を活用することも考えられる。セーフティネット機能を有する貸付については、消費者向けとしては生協等による取組が、事業者向けとしては、日本政策金融公庫による経営支援と一体となった融資制度や一旦失敗した事業者に対する融資制度などの取組が進められている。

また、生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」においては、平成27年の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に伴い、生活困窮者の相談窓口と密接な連携を図りながら、必要な貸付を行っている。

### (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、失業者に対してハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施している。

特に、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、全国のハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置し、キャリアコンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細かに相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業に至ることのないよう支援している。また、全国の主要なハローワーク等において、就職に関連した様々な生活支援等を必要とする求職者に対し、臨床心理士や社会保険労務士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施するとともに、「ハローワークインターネットサービス」において、失業に伴う公的保険

等の変更手続等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報提供を実施している。特に、平成22年度から、民間事業者へ委託し、ハローワークの求職者を対象に、リーフレットによるこころの健康に関する情報、ストレスチェックシート、メール相談の案内等の周知を行うとともに、高いストレス状態にあって希死念慮を含む心の不安や悩み等を有する求職者に対し、臨床心理士や精神保健福祉士等のカウンセラーによるメール相談を実施している。さらに、地域自殺対策強化交付金を活用した事業等として、地方公共団体がハローワークの求職者を対象に、臨床心理士、社会保険労務士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施する場合に、ハローワークにおいて、求職者への周知、相談場所の提供等の協力を行っている。

さらに、若年無業者等の職業的自立を実現するためには、各人の置かれた状況に応じて個別的に支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによるサポートを継続的に行うことが必要である。

このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を全国に設置し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、合宿を含む生活面等のサポートと職場実習を行う「若年無業者等集中訓練プログラム」、就職した者への定着・ステップアップ相談等を実施している。さらに、高校等とサポステの連携により、高校中退者等に対するアウトリーチ型の就労支援を実施している。

#### (4) 経営者に対する相談事業の実施等

中小企業庁では、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助している。

また、多種多様であり、事業内容や課題に

ついてもそれぞれの地域性が強いという特性のある中小企業の再生を図るため、47都道府県の商工会議所等に設置された中小企業再生支援協議会においては、専門性を備えた常駐専門家や外部専門家を配置しており、過剰債務など、財務上の問題を抱える中小企業に対し、窓口における相談対応や債務整理等の金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行っている。

また、「自殺対策強化月間」に係る取組として、中小企業者の自殺防止の観点から、約500の関係機関・団体に対して、「自殺対策強化月間」及び各種相談窓口の周知について要請を行うとともに、中小企業関係機関・団体に対して、全国約8,000人の商工会・商工会議所経営指導員による巡回指導を始めとした中小企業者の相談対応におけるきめ細かい対応について要請した。

なお、全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル(0570-064-350)」（最寄りの経済産業局中小企業課につながる）を実施した。

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するとともに、経営者の個人保証に拠らない融資を一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努めている。独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等においては、経営者保証に関する事業者からの相談対応や、ガイドラインに基づく経営者保証に拠らない融資等を希望する事業者への専門家派遣等も行っている。

#### (5) 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（通称：法テラス）では、法的トラブルを抱えてお困りの方に、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374（おなやみなし））を始め、全国各地の地方事務所の窓口で問合せを受け付け、法的トラブ

ルの解決に役立つ様々な法制度や各種相談窓口についての情報を無料で提供する情報提供業務、経済的な理由で弁護士・司法書士の法的援助を受けることが困難な方を対象に、無料で法律相談を行い（平成29年度の法律相談援助件数は約30万2,000件）、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う民事法律扶助業務、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）に基づき、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に23年3月11日において住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（29年度の震災法律相談援助件数は約5万3,000件）、東日本大震災に起因する紛争について、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う東日本大震災法律援助事業、犯罪の被害に遭った方やその御家族に対し、損害・苦痛の回復や軽減を図るための法制度や犯罪被害者支援に係る各種相談窓口についての情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行う犯罪被害者支援業務などを行っている。

法テラスには、多重債務などの金銭問題や、男女・夫婦に関する問題、職場でのいじめや解雇などの労働問題を始め様々な問題についての相談が寄せられ、このような法的なトラブルや悩みが自殺に至る原因の一つとなっていることも多いことから、法テラスにアクセスしてきた相談者をこれらの問題の解決へと導くことにより、自殺を未然に防ぐことができると考えられる。また、突然、家族に先立たれ、残された借金や相続問題などに直面している御遺族の方への適切な支援を行うことも重要である。

法テラスが、こうした期待に十分応えられるようにするためには、法テラスと自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等とが相互に密接に連携し、支援体制のネットワークを充実させることが必要である。

このような観点から、法テラスでは、「い

のちの電話」や地方公共団体・警察、その他自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体を含む約7,000の関係機関・団体等（窓口数にして約2万4,000関係機関・団体等）に関する情報を集約し、利用者に対して、相談内容や状況に応じて適切な窓口を迅速に案内するとともに、転送や取次ぎなど利用者の負担を軽減するためのスムーズな橋渡しに努めている。さらに、これら関係機関・団体の窓口相談に訪れた方が法的な支援を必要としている場合には、法テラスを案内していただくなど相互の連携・協力関係を充実・強化するために、関係機関・団体との協議会や業務説明会を開催するなどの取組も進めているほか、他の団体が実施する研修にも積極的に参加している。

また、自殺を考えている方の心情に十分配慮した対応をすることも重要であり、法テラスでは、相談を受け付ける法テラス・サポートダイヤルのオペレーターや地方事務所の窓口対応専門職員らを対象に適宜研修等を実施しており、適切な対応に努めている。

なお、東日本大震災の被災者に対する支援策の一つとして、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー）」）を設置し、二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因する法的トラブルについても解決に役立つ法制度や相談窓口等の案内を行っているほか、被災地に設置した出張所において、消費者庁・地方自治体と連携して、司法書士・社会福祉士・社会保険労務士・税理士などの専門家によるワンストップのよろず相談会を実施している。

また、内閣府男女共同参画局と連携して、被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業の一つとして宮城県内及び岩手県内の法テラスの各出張所（南三陸、山元、東松島、大槌及び気仙）で「女性の悩みごと相談」を実施している（平成29年度（30年3月31日現在速報値）の相談件数は約140件）。

法テラスとしては、法的トラブル解決のきっかけとなる情報を広く国民が得ることが



できるよう、民生委員や調停委員等向けにパンフレット・リーフレット等を配布して法的トラブルを抱える方に身近に接する機会の多い職種の方々を介し、法テラスの存在や業務内容を国民に周知しているところであり、今後も自殺の原因にもなっている多重債務等の問題を解決するための情報をより多くの方々に御案内することにより、自殺防止に取り組んでいくこととしている。

#### (6) 危険な場所、薬品等の規制等

鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等を始めとする全ての駅利用者にとって線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進しており、自殺の抑止にも寄与しているものと考えられる（平成29年3月末現在で686の駅で設置）。国土交通省では、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間取りまとめ（28年12月）等を踏まえ、引き続きホームドア整備を推進している。

厚生労働省では、毒薬及び劇薬については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）において、毒物及び劇物については「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）において、それぞれ、不適切な使用につながる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導しているところである。

警察では、遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について保護者等から行方不明者届を受理した場合は、速やかに発見活動を開始し、当該行方不明者の発見に努めている。

#### (7) ICTを活用した自殺対策の強化【一部再掲】

総務省、経済産業省、厚生労働省、法務省及び文部科学省では、「自殺」「死にたい」等の自殺につながる用語の検索を行った場合

に、相談窓口への誘導を行うことについて、事業者に要請を行った。厚生労働省では、自殺対策のWebサイトを更新し、SNS等に対応した相談窓口情報の追加・整理を行った。

厚生労働省では、広く若者一般を主な対象とするSNSを活用した相談事業を、平成30年3月の自殺対策強化月間に合わせ、実施した。

自殺総合対策推進センターでは、革新的自殺研究推進プログラムにおいて、「ICT活用と自殺対策の新たな方向性」をテーマに、委託研究を実施した。

法務省の人権擁護機関では、人権擁護の観点から、青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報や、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進している。

「2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 (3)自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (1)地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信」参照。

#### (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

インターネット上の自殺関連情報としては、硫化水素など有毒ガスの製造方法を紹介するWebサイトが特に大きな問題となっていた。こうした自殺関連情報への対策として、平成20年12月、電気通信関連団体がプロバイダにおける自主的措置への支援として策定している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（18年11月策定）の禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂が行われた。

総務省では、プロバイダの迅速、的確な対応が可能となるように「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切

な運用の支援を行っている。

警察庁では、一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報等に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者等に削除を依頼するなどの業務を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を民間委託している。座間市における事件を受け、30年1月から、同センターにおいて「不特定多数の者、又は「死にたい」「自殺したい」等と自殺をほのめかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されている自殺関与の情報や、「一緒に死にませんか」「本気で死にたい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されている自殺の誘引・勧誘情報」(以下「自殺誘引等情報」という。)を受理したときは、同センターから直接サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には都道府県警察に通報している。また、都道府県警察においても、同様の情報を認知したときは、サイト管理者等に削除を依頼するなどの対応を行っている。さらに、座間市における事件を受けた緊急対策として、29年12月20日から30年1月12日までの間、11都県における12サイバー防犯ボランティア団体により、集中的なサイバーパトロール及び同センターへの通報を実施したほか、30年1月からは、インターネット上の自殺誘引等情報を収集し、同センターへの通報を行うサイバーパトロール業務を民間事業者に委託している。

また、29年12月6日にSNS事業者等から成る「青少年ネット利用環境整備協議会」が公表した「座間市における殺人事件を受けての緊急提言について」を受けて、SNS事業者がインターネット上の自殺に関連する情報に的確に対応できるよう、同協議会におけるガイドラインの策定に向けて必要な助言を行うなどして、SNS事業者におけるモニタリング・削除を促進した。

青少年インターネット環境整備法は、「自

殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」を青少年有害情報の例の一つとして挙げ、そうしたインターネット上の有害情報から青少年を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることなどを定めている。

内閣府においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、関係省庁等と連携し、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動や国内外の各種調査等を推進している。

また、関係府省庁では青少年や保護者・教職員等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクとその対策を周知することで、自殺関連情報等の違法・有害情報の閲覧への対策として有用であるフィルタリングの認知度・理解度の向上を図り、保護者等による自主的で実効的な対策を促進するべく、普及啓発活動等を実施している。

経済産業省では、自殺関連情報等の違法・有害情報を閲覧することへの対策として、インターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を策定するとともに、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、セミナーなどを通じたフィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動を、関係各省と連携して実施してきたところ、今後も引き続き関係者と連携してフィルタリングの利用促進を行う。

文部科学省では、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催や、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進するとともに、各地域における先進的な有害環境対策等の取組に

対して支援を行っている。特に29年度は、座間市における事件を踏まえて「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」の一環として、教育委員会等に対し、一斉緊急行動期間中の学校・地域におけるスマートフォン等の安心・安全な利用のための教育・啓発の実施を依頼した。

総務省では、「インターネットトラブル事例集」を21年度から作成し、インターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座等において活用している（教育の情報化推進ページ：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html)）。29年12月には、SNS等を利用したネットによる誘い出しとそれに伴う犯罪被害の防止のため、新たなトラブル事例やSNSを利用する際の注意点を追記した、『インターネットトラブル事例集（平成29年度版）追補版』を作成し公表している。

また、文部科学省及び総務省では、29年12月から、学校の教職員が、児童生徒のインターネット等の安全利用について必要な知識を身に付けることにより、より一層適切な生徒指導、教育相談、情報モラル教育を行うことができるようにするため、e-ネットキャラバンに教育委員会関係者・教育関係者の参加を促している。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項として掲げ、全国の中学校を中心に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室やインターネットバナー広告、フィルタリングの推奨について記載された啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」を活用した啓発活動等、各種啓発活動を実施している。

### (9) インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダ等に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプ

ロバイダ等における情報開示の可否についての判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。29年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は185件で、自殺予告をした者は延べ204人であるが、これらの者への都道府県警察の対応状況は、表のとおりであり、そのうち自殺のおそれがあった74人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。

### 発信者情報の開示を受けた自殺予告事案への対応状況

既に自殺により死亡	1人
既に自殺を図っていたが、救護等により存命	5人
自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止	74人
いたずら等自殺のおそれがないことが判明	95人
書込者が判明せず	29人
合計	204人

総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるよう上記のガイドラインの適切な運用の支援を行っている。また、平成21年から、電気通信事業者等からインターネット上の違法有害情報に関する相談を受け、上記のガイドライン等に基づいた助言を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う、違法・有害情報相談センターを設置している。

次に、インターネットを通じた有害情報の取得をきっかけとして起きる社会問題に対応するため、フィルタリングの普及も重要である。

経済産業省では、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動や、ユーザー発信コンテンツ等における青少年保護のための民間



での検討支援等を行ってきた。今後も引き続き自殺関連情報等の違法・有害情報対策を進めていく。

### (10) 介護者への支援の充実

介護保険制度において、短期間又は日中の間、介護サービス事業所で要介護高齢者に対する介護を行う短期入所生活介護や通所介護等について給付を行っており、介護者に対するレスパイトケアにもつながっている。また、地域包括支援センターにおける高齢者を介護する者の相談・援助や、地域支援事業の家族介護支援事業において市町村等が行う介護教室・介護者相互の交流会開催等の経費の一部を負担する等、高齢者を介護する者に対する必要な支援の実施に努めている。

### (11) ひきこもりへの支援の充実

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進している。

ひきこもり支援に携わる人材の確保を目的として、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等の地域専門機関で相談・支援に従事している専門職等を対象に「ひきこもり対策研修」を実施している。

### (12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待への対応については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第146号）の累次の改正や、民法（明治29年法律第89号）などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成28年度には児童虐待防止法制定直前の約10.5倍に当たる12万2,575件となっている。子ども

の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような課題に対処するため、児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。28年5月に成立し、29年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。さらに、29年5月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律69号）では、虐待を受けている子ども等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要 (平成29年6月14日成立・6月21日公布)	
<b>改正の概要</b>	虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。
<b>改正の概要</b>	<p>※ 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行において、施行後やに裁判所の職員の増員について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）</b></p> <p>① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。</p> <p>② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。</p> <p>③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。</p> <p><b>2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）</b></p> <p>○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。</p> <p><b>3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）</b></p> <p>○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。</p> <p><b>4. その他所要の規定の整備</b></p>
<b>施行期日</b>	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を運用しており、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、28年4月に、音声ガイダンスの短縮や、30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入する

などの改善を進めている。

性犯罪・性暴力の被害者への支援については、28年4月に、各都道府県等に対して、犯罪被害者支援団体等から性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を提供するよう依頼を行ったほか、性犯罪・性暴力被害者の医療機関の選択に資するため、28年3月に告示改正を行い、病院等の管理者が都道府県知事に報告する事項に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置していることを加え、都道府県知事は設置の報告があった場合には公表することとした。

警察では、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことにより、その技術・能力の向上に努めるとともに、部外の精神科医やカウンセラー、民間被害者支援団体等との連携を図るなど、性犯罪被害者の精神的被害を軽減するためのカウンセリング体制を整備している。

また、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」の導入を始めとする相談のしやすい環境の整備・充実、女性警察官の性犯罪捜査員への指定、性犯罪の専門捜査官の育成、職員に対する教養の充実、性犯罪捜査における証拠採取用資機材の整備を行うなどして、被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進している。

さらに、性犯罪・性暴力被害者等への支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員を対象とした研修等を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施するとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全都道府県での早期設置及びその安定的運

営を図るために、29年度に性犯罪・性暴力被害者支援交付金を創設した。

厚生労働省では、婦人保護施設における性暴力被害者の中長期的な支援プログラムの策定に関する調査研究を実施した。

また、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業の創設に向けた検討を行った。

### (13) 生活困窮者への支援の充実

厚生労働省では、福祉事務所設置地方自治体（902自治体）において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、家計相談支援等を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることとしており、平成28年7月には生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携通知を発出し、生活困窮者の窓口が自殺予防に関する相談窓口と互いに連携して支援にあたること等を周知している。

また、生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、平成29年12月に取りまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」の内容も踏まえ、第196回国会に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出した。

### (14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、平成27年12月に策定された「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口において、従来の母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添



い型支援を行うことができる体制の整備を推進している。

また、行政機関を訪れる機会が少ないひとり親家庭を確実に行政の支援をつなげるため、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活・就業・養育費の確保など、様々な問題について集中的に相談できる体制を、地方公共団体で構築できるよう支援している。

#### (15) 妊産婦への支援の充実【一部再掲】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進めるとともに出産後間もない時期の産婦については、産後うつ等の予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化している。

また、産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を推進している。

平成30年度の診療報酬改定において、精神疾患を合併した妊産婦（ハイリスク妊産婦）に対して、産科、精神科の医師等及び自治体の職員等の多職種が連携して患者の外来診療を行う場合の評価を新設した。

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (6)うつ等のスクリーニングの実施」参照。

#### (16) 性的マイノリティへの支援の充実

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じており、人権相談等を通じて、性的指向や性自認を理由とする嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場

合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。また、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、啓発リーフレットの配布や特設サイトの開設のほか、性的指向及び性自認をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」やスポット映像をYouTube法務省チャンネルを通じて配信するなどの各種啓発活動を実施している。

文部科学省では、都道府県・政令指定都市教育委員会等の人権教育担当指導主事を集めた「人権教育担当指導主事連絡協議会」において、通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」及び通知を踏まえた教職員向け周知資料の趣旨の徹底を図った。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行っており、引き続き取組を継続し、教育支援体制の充実に努めることとしている。

大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、平成27年4月初等中等教育局通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を参考資料として示しながら、教職員の理解啓発を図るとともに、適切な対応を促した。

厚生労働省では、公正な採用選考についての事業主向け啓発パンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し、Webサイト上に公表した。

また、職場における性的指向・性自認に対する不理解がパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの背景になりうるため、事業主向けのガイドブックやパンフレット等により、周知を図っている。

さらに、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談

窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を実施した。

### (17) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化【一部再掲】

近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。また、30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (7)ICTを活用した自殺対策の強化」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

### (18) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

自殺総合対策推進センターでは関係機関等の連携を効果的に行っている好事業例を収集し、地域自殺対策政策パッケージに掲載し、地域自殺対策推進センターに対して効果的な情報共有の仕組みの整備を促している。

### (19) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

厚生労働省では、生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い者などに対して、「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減ら

し、「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす支援を行うために、自殺対策に資する若者の居場所づくり好事例を収集し、取りまとめ、平成30年3月に地方公共団体へ情報提供を行った。

### (20) 報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関する「自殺予防メディア関係者のための手引き」（以下「手引き」という。）や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に対し周知することとしている。

厚生労働省のWebサイトに「手引き」を掲載して、その周知を図っている。また、自殺総合対策推進センターにおいては、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを平成28年度から実施し、自殺や自殺対策について適切な報道がなされるよう支援を行っている。29年11月に発覚した座間事件で若者のTwitter上での「#死にたい」との発信が話題になったことをうけ、29年度は「若者の自殺対策と報道のあり方を考える」をテーマとして開催した。

#### メディア関係者のためのクイック・リファレンス

- 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う
- 自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない
- 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない
- 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない
- 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない
- 見出しのつけかたには慎重を期する
- 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する
- 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする
- 自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする
- どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する
- メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る

WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」（2008年改訂版日本語版）  
訳 河西 千秋（横浜市立大学医学部精神医学教室）

## 京都府における取組について

### ～インターネット等での広告により相談に繋げる～

#### 【はじめに】

本府においては、死にたいほどの辛い悩みを抱えた方の相談窓口として、京都府自殺ストップセンター（以下「センター」という。）を平成21年10月に開設し、広報紙「きょうと府民だより」、チラシ、パンフレット等によりその周知を図ってきましたが、これら紙媒体によっては周知が行き届きにくい若者を主な対象として、地域自殺対策強化交付金を受けて、インターネット等での広告を平成27年度から実施しています。

#### 【インターネット等での広告（平成29年度）】

##### 1 インターネットでの広告

インターネットでの広告は、検索連動型広告という仕組みを利用しました。具体的には、パソコン及びスマートフォンの検索エンジン（グーグル及びヤフー）で「死にたい」、「消えたい」といった自殺願望を伺わせるキーワード（予め約300語を登録）を検索したときに、検索結果画面にセンターの広告を表示し、表示された広告をクリックすると、さらにランディングページ（最終の広告画面）を表示させるもので、平成29年度は5月から年度末まで実施しました。

##### 2 ツイッターでの広告

ツイッターでの広告は、「死にたい」、「消えたい」といったつぶやきがあったときに、センターの広告を表示させるもので、平成29年度は自殺予防週間、自殺対策強化月間等において実施する予定でしたが、座間市における事件を受けまして、平成29年12月からは翌年3月末までの通しで実施しました。

##### 3 広告を表示した地域

上記1及び2の広告は、その表示される地域を限定することが可能であり、京都府内において検索等をしたときに広告が表示されるようにしました。

#### 【実施結果】

インターネットでの広告は、広告表示回数約400万回、広告クリック回数約2万2,000回で、クリック率は約0.6%でした。広告クリック回数は、「死にたい」と検索された方の回数が最多で、グーグルとヤフーの合計で約1,800回となりました。このほかには、「自殺」、「うつ病」、「しにたいしにたい」と検索された方の広告クリック回数が多くなっていました。

また、ツイッターでの広告は、広告表示回数約460万回、広告クリック回数約1万1,000回となりました。

#### 【効果】

平成29年度のセンターの相談件数は、前年度より330件（28%）増加して1,510件となりました。新規相談件数は前年度より258件（57.6%）増加して706件となり、特に、20歳代の方からの新規相談件数は前年度より99件（81.8%）増加し、新規相談件数の増加分の約40%を占めました。

平成29年度のセンターの広報は、インターネット等での広告のほかは従来どおりの紙媒体によるものでしたので、新規の相談件数の増加はインターネット等での広告の効果が現れたものと考えています。



## 新規の相談件数

年代	平成29年度	平成28年度	増減数	増減率
10歳代	41件	29件	12件	41.4%
20歳代	220件	121件	99件	81.8%
30歳代	122件	96件	26件	27.1%
40歳代	128件	72件	56件	77.8%
50歳代	66件	45件	21件	46.7%
60歳以上	28件	24件	4件	16.7%
不明	101件	61件	40件	65.6%
計	706件	448件	258件	57.6%

また、センターにおける相談で、「グーグルで『死にたい』と検索したら広告が出てきたので」（20歳代・女性）や「『京都 相談』で調べたら広告が出てきたので電話を架けました」（20歳代・大学生・女性）とおっしゃる方もおり、インターネット等での広告の効果を直に感じております。

## 【おわりに】

平成30年度は、ランディングページに動画を活用して、一層強力にセンターを周知することにより、死にたいほどの辛い悩みを抱えた方をさらに多くセンターでの相談に繋げていくこととしています。

## 検索語の広告画面



## ランディングページ

京都府健康福祉部福祉・援護課

## 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

### (1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

自殺未遂の既往が、自殺の危険因子の一つであることが示されていることを踏まえ、平成30年度から順次、「自殺未遂者支援拠点病院」を地域の自殺未遂者支援の中核的機関として位置付け、地域で質の高い自殺未遂者医療の提供体制を整備することにより、自殺未遂者対策の向上を図ることとしている。

### (2) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

厚生労働省では、精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」にて、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者に対する対応について体制整備を図っている。

さらに、救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府県に求めているところである。なお、平成20年度には「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成するとともに、同年度からガイドラインを基に、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者ケア研修」を開催している。この研修は28年度からは自殺総合対策推進センターが日本臨床救急医学会の協力により実施している。

24年度の診療報酬改定で、一般病棟に入院した自殺未遂者などの患者に対して、精神症状の評価や、退院後の診療の調整を行う精神科リエゾンチームに対する評価を新設した。また、28年度の診療報酬改定では、自殺企図により入院した患者に対し、精神保健福祉士等が、退院後も一定期間継続して、生活上の課題の確認、助言及び指導を行うことへの評価を新設した。

### (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化【再掲】

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (1)精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上」及び「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (3)精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置」参照。

### (4) 居場所づくりとの連動による支援【再掲】

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (19)自殺対策に資する居場所づくりの推進」参照。

### (5) 家族等の身近な支援者に対する支援

平成19年度から、自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する者を対象として、相談技法に関する専門的な研修の実施・協力を行ってきた。その後、相談技法に関する研修は都道府県において幅広く実施されるようになったことから、21年度をもって自殺予防総合対策センターにおける研修を終了し、前述の「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及により、自殺未遂者へのケア対策の推進を図っている。

### (6) 学校、職場等での事後対応の促進

文部科学省では、児童生徒の自殺未遂の背景となった事実関係に関する報告の状況等を踏まえ、必要に応じ、背景調査を含め、事後対応の在り方について指導・助言を行っている。

また、職場については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺未遂発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

## 9 遺された人への支援を充実する取組

### (1) 遺族の自助グループ等の運営支援

内閣府では、平成20年度に、自死遺族支援について豊富な経験を有している民間団体との連携により、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修や、講習会・意見交換会などを実施し、民間団体などの活動が自立的に運営されるよう支援し、21年度には、「自死遺族支援研修等事業」を実施し、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修に加え、講習会、自死遺児支援のための集いを実施した。

また、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じ、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施している。28年4月からは業務を移管された厚生労働省が引き継いでいる。

さらに、厚生労働省では、28年度から、過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う「過労死遺児交流会事業」を実施している。

厚生労働省は21年に自死遺族支援に関わる相談担当者等のための指針を作成した。自殺総合対策推進センターでは近年の状況を踏まえ自殺総合対策推進に向けた自死遺族支援等に関わる指針を、29年度に検討した。また、26年度に児童相談所を対象に調査（児童相談所におけるこころの健康と支援のための学術調査）し、児童相談所で支援する児童の一定数に、親の自殺関連行動への関わりを余儀なくされている児童がいることが確認されたことに対応して、「児童相談所における自死遺児等支援のための手引き」を作成し、27年3月に公表した。

### (2) 学校、職場等での事後対応の促進

文部科学省では、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者に

よる調査も視野に入れた背景調査などの事後対応の在り方について検討を行い、平成22年3月に「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、23年6月に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（26年7月に改訂）」をそれぞれ作成した。これらの資料を活用し、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図っている。

また、職場については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

### (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

地方公共団体では、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布している。

内閣府では、いわゆる「心理的瑕疵物件」をめぐる空室損害に関し、過去の裁判例を収集し、裁判例に示されている法的な考え方や損害賠償の現状を整理するための調査を平成26年度に実施し、同調査を基に27年度に判例集を作成し、公表した。

自殺総合対策推進センターでは、自死遺族支援として、地域の保健医療福祉資源を活用した情報提供の在り方を示す研究を実施している。

### (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上【再掲】

「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (9)遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上」参照。

### (5) 遺児等への支援【一部再掲】

文部科学省では、スクールカウンセラーの



配置に必要な経費の補助を行っており、引き続き取組を継続し、教育支援体制の充実に努めることとしている。

「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (4)教職員に対する普及啓発等」参照。

## 10 民間団体との連携を強化する取組

地域における民間団体の取組は、自殺対策基本法の制定以前、国や地方公共団体からの支援が必ずしも十分でない中で、電話相談等の自殺のリスクの高い人への危機介入などの直接的な自殺予防の活動のみならず、分かち合いの会の開催等を始めとする自死遺族等への心理的ケアの実施などの事後対応も含めて幅広く展開されてきた。地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進める上で、民間団体による地域に密着した様々な取組は、我が国における自殺対策においてなくてはならないものである。

### (1) 民間団体の人材育成に対する支援

厚生労働省自殺対策推進室では、民間団体における人材養成を支援するため、様々な活動分野に対応したゲートキーパー養成研修用DVDを、Webサイト上に掲載している。また、平成27年11月に、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、東日本・西日本の各ブロックで「自殺対策官民連携協働ブロック会議」及び「自殺対策人材養成研修」を開催した。さらに、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。

自殺総合対策推進センターでは革新的自殺研究推進プログラムにおいて委託研究により、先駆的な若者の自殺対策支援を開発実施している民間団体におけるプログラムの更なる開発を行い、民間団体の人材育成等を行っている。

### (2) 地域における連携体制の確立

厚生労働省自殺対策推進室では、平成29年2月と6月に全国自殺対策主管課長等会議を

開催し、都道府県及び政令指定都市の主管課に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を行った。

厚生労働省では、21年度より、各地域の医療、学校、警察、職場等の関係機関が連携体制を作る拠点となる「地域自殺予防情報センター」事業を、各都道府県・指定都市において実施し、28年度からは、「地域自殺対策推進センター運営事業」として、各都道府県・指定都市に地域自殺対策推進センターを設置し、全ての市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指している。

なお、厚生労働省は、28年度から、自殺対策を推進する中核的機関（シンクタンク）として「自殺総合対策推進センター」の設置を通じて、自殺対策のPDCAサイクルを効果的实施、国や地方公共団体へのエビデンスの提供及び民間団体を含めた地域の自殺対策を支援する機能を強化し、エビデンスに基づく政策展開（evidence-based programs）を推進している。

自殺総合対策推進センターの司令塔機能の強化を通じて、自殺研究の活動、自殺対策の蓄積・分析を通じた政策提言が行われている。

自殺総合対策推進センターでは、「地域自殺対策推進センター等連絡会議」及び「地域自殺対策推進センター等連絡会議ブロック会議」等により地域自殺対策推進センターを通じて地域における連携体制の推進を図っている。

また、自殺総合対策推進センターが中心となって、地域の自殺対策の推進等に役立てるため、「都道府県・政令指定都市等における自殺対策の取組状況に関する調査」等を行

い、29年度は「自治体における自殺対策の施策の実施状況調査」を行い、その結果を公表している。

消費者庁では、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、被害経験者等）を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、消費生活センターを始めとする幅広い関係者の参加したネットワークの充実を図っている。

### (3) 民間団体の相談事業に対する支援

自殺を始めとする精神的危機にある人たちに対して、電話等の手段で対話することを目的とする団体として、「いのちの電話」や「大阪自殺防止センター」、「東京自殺防止センター」などがある。

このような団体の活動は、英国等において50年以上の歴史を有しているが、「いのちの電話」は、日本においては昭和46年10月1日に「いのちの電話（東京）」として発足し、48年に社会福祉法人として認可を得ている。

その後東京英語、関西、沖縄、北九州が設立され、52年には電話相談事業の振興に寄与するとともに、調査・研究及び教育・啓発の活動を行うことを目的に「日本いのちの電話連盟」が発足した。

現在「いのちの電話」は全国に拡大し、41都道府県において49センター3分室が設置され、平成29年6月現在で電話相談員数は約6,300名、28年の年間相談件数は68万3,793件となっている。「いのちの電話」の電話相談員は無償ボランティアとして活動しており、相談員となるためには研修を受け、いのちの

電話相談員の認定を受けて活動している。近年は一部センターにおいて、インターネット相談や、自死遺族支援等も行っている。

9月、3月の自殺対策強化月間の限定ではあるが、チャット、メール、電話の3つの窓口を設け、利用者が相談方法（LINE電話を含む）を選択可能とする取組も行っている。

厚生労働省では、民間の団体が行う、自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、一定の財政上の措置を行う「自殺防止対策事業」を平成21年度から実施しており、電話相談員の人材育成等の事業を行う団体等がその対象となっている。

厚生労働省自殺対策推進室では、地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。

### (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

厚生労働省自殺対策推進室では、地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援を実施している。

また、厚生労働省では、前述の「自殺防止対策事業」により、民間の団体が行う、自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、一定の財政上の措置を講じている。

自殺総合対策推進センターでは、日本司法書士連合会、日本社会福祉士会、生活困窮者支援の民間団体などと連携して、社会的支援の連携に取り組んだ。

## 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組

### (1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

#### ア いじめ防止対策推進法の成立

いじめは決して許されないことであるが、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るのである。いじめの問題については、その兆

候をいち早く把握し、迅速に対応すること、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、子供一人ひとりに対するきめ細かな支援を行うことが必要である。

平成25年6月、第183回国会においていじめ防止対策推進法が成立し、9月28日に施行

された ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm))。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念や、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるとともに、学校の設置者又はその設置する学校に対し、いじめにより当該学校に在席する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等は、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設置して、事実関係を明確にするための調査を行うことを義務付けている。文部科学省では、同年10月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定し、平成29年3月14日に改定した ([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156\\_02\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf))。文部科学省では、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、「いじめ防止対策推進法」及び「国のいじめ防止基本方針」に基づく対応について、周知徹底を図っている。

## イ 教育相談体制の充実

悩みを抱えた子どもたちのために、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を中心とした教育相談体制が整備されることが大切であるが、夜間や休日においても子どもが相談できる体制や、子どもが悩みを打ち明けたいときに打ち明けられるシステムを構築することは大変意義あることである。

文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行うとともに、夜間・休日を含め24時間いつでも子どものSOSを受け止めることができるよう、都道府県及び指定都市教育委員会で「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310（なやみ言おう）」）を実施している

（いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、平成27年4月、これまでの「24時間いじめ相談ダイヤル」を名称変更。また、一人で悩んでいる子供たちが、より利用しやすいよう、28年4月1日より通話料を無料にして運用している。28年度の相談件数は約4万件）。これらの取組により、引き続き、教育相談体制の充実に努めることとしている。

なお、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、長期休業前から期間中、長期休業明けの時期にかけて①学校における早期発見に向けた取組、②保護者に対する家庭における見守りの促進、③学校内外における集中的な見守り活動、④ネットパトロールの強化を実施するよう各都道府県及び指定都市教育委員会等に対して依頼した（夏休みについては29年6月、冬休みについては同年11月、春休みについては30年2月）。

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小中学校の児童生徒に配布し、手紙により子どもたちの発するメッセージをいち早く受け止め、悩み事等に寄り添う事業を実施しているほか、「インターネット人権相談受付窓口」（子どもの人権SOS-eメール） (<http://www.jinken.go.jp/>) 及び子どもの人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110）の運用により、子どもたちがアクセスしやすい体制の下で子どもたちからの相談に応じ、いじめを始めとする子どもをめぐる人権問題の解決に努めている（29年の「子どもの人権110番」による相談件数は22,122件）。

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (17)相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化」参照。



## (2) 学生・生徒等への支援の充実【一部再掲】

文部科学省では、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を行う団体の取組について、モデルを構築する事業を行っている。

「2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 (2)児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」、「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (3)学校における心の健康づくり推進体制の整備」、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (17)相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化」及び「11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組 (1)いじめを苦にした子どもの自殺の予防」参照。

## (3) SOSの出し方に関する教育の推進【再掲】

「2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 (2)児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」及び「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (4)教職員に対する普及啓発等」参照。

## (4) 子どもへの支援の充実【一部再掲】

親との離別・死別等を経験したひとり親家庭の子どもは、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることが多い。このため、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供をする「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。このような子どもの自立支援を効果的に進めるため、平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）

により、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加された。また、29年度からは、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用について補助を行う「就学者自立生活援助事業」を実施している。

加えて、同じく29年度から、施設入所や里親委託の措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住させて必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」を実施している。

さらに、施設を退所し就職や進学をする者に対し、家賃相当額及び生活費等の貸付を行うとともに、就業を継続した場合は返還を免除する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施している。

生活困窮世帯の子どもに対しては、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業により、学習支援のみならず居場所づくりや基礎的な生活習慣の習得に向けた支援を通じて、子どもの将来の自立を後押ししている。

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

## (5) 若者への支援の充実【再掲】

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (7)うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進」、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (3)失業者等に対する相談窓口の充実等」、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (11)ひきこもりへの支援の充実」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

## (6) 若者の特性に応じた支援の充実【再掲】

「3 自殺総合対策の推進に資する調査研

究等を推進する取組 (4)子ども・若者の自殺等についての調査」、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (1)地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (7)ICTを活用した自殺対策の強化」参照。

### (7) 知人等への支援【再掲】

「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (1)自殺対策従事者への心のケアの推進」及び「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (2)家族や知人等を含めた支援者への支援」参照。

## 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する取組

### (1) 長時間労働の是正【一部再掲】

「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、厚生労働省では①月45時間、年360時間を原則とした時間外労働の上限規制の導入、②中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し、③一定日数の年次有給休暇の確実な取得といった長時間労働の是正などの内容を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問し、平成29年9月に「おおむね妥当」との答申を受けた。なお、この答申を踏まえた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」については、30年4月6日に国会に提出している。

「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進」参照。

### (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進【再掲】

「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進」参照。

### (3) ハラスメント防止対策【一部再掲】

「働き方改革実行計画」において、「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とされたことを踏まえ、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を平成29年5月から開催し、30年3月に報告書を公表した。

「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進」参照。